

下記の事業について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年10月2日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 堀川 俊

1 発注者

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 がんセンター局長 堀川 俊

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度静岡県立静岡がんセンターパジャマ等貸出業務

3 契約期間

契約締結日から令和12年1月31日まで（貸出期間：令和9年2月1日から令和12年1月31日まで）

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における物品の製造の請負、買入れ若しくは売り払いに係る競争入札参加資格において「物品賃借」の営業種目について入札参加資格を有し、静岡県中・東部地区に事業所を有するもの。
- (3) 静岡県の機関が定める指名停止等の基準に基づく指名停止・入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (4) パジャマ類の洗濯を行う施設について、寝具類洗濯業務に係る「医療関連サービスマーク」の認定を受けていること。なお、洗濯施設を有しない場合は、認定を受けている業者に、洗濯業務委託することができる。
- (5) 400床以上の病院施設において、パジャマ等貸出業務を3年以上継続して運営した実績があること。
- (6) 国税又は地方税の滞納をしていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及びその開始決定がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及びその開始決定がされていない者であること。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 手続等

(1) 担当部署

〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地

静岡県立静岡がんセンター管理課

電話番号 055-989-5222 FAX 055-989-5783

E-mail ganse_kanri@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書の配布

ア 配布期間

令和8年10月2日（金）午前9時から令和8年10月9日（金）正午まで

イ 交付場所

静岡県立静岡がんセンターホームページ (<https://www.scchr.jp/>)

(3) 提出書類等

ア 提出書類

参加表明書、企画提案書、その他企画提案実施要領に記載された書類

イ 提出期限

参加表明書：令和8年10月9日（金）午後5時まで 郵送又は持参

企画提案書：令和8年10月21日（水）午後5時まで 郵送または持参

パジャマサンプル：令和8年10月21日（水）午後5時まで 郵送または持参

ウ 提出場所

上記(1)に同じ（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和8年10月26日（月）

イ 場所 静岡県立静岡がんセンター内会議室

ウ 内容 提案内容説明20分、質疑応答10分

詳細は申込者に別途通知する。

7 その他

(1) 詳細は、実施要領及び仕様書による。

(2) 募集に係る説明会は開催しない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 企画提案書の作成、提出等に係る全ての費用は提案者の負担とする。

(5) 照会窓口は、静岡県立静岡がんセンター管理課（電話番号055-989-5222）とする。